



Cosmos

Vol. 34
2022 Dec.
コスモス通信



一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

会員みなさまに最新情報をお届けします。

総会報告

令和4年10月28日、虎ノ門タワーズオフィスにて一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター第12回定時社員総会が開催されました。ここ数年はコロナ禍のため規模を縮小しての開催を余儀なくされましたが、本年は総会終了後に支部長会を開催したこともあって多くの参加があり、役員及び会員70名(委任状及び議決権行使者を含めると1,487名)が出席し、議案審議を経て全ての議案が可決されました。また、各議案に対する事前質問が合計16件寄せられ、各質問に対し執行部(理事長及び各担当理事)が答弁しました。

以下に質問と回答の概要をお知らせします。詳細については、会員専用サイトに掲載しておりますのでご確認ください。

【日時】 令和4年10月28日(金)13:00-14:45

【議長】 村上正志(徳島)

【議事録署名人】 衣川道治(京都)、堀脇拓真(奈良)

◆第1号議案 第12期事業報告

質問: いわゆる三士業等他団体への協働実現のための直接的な働きかけは行ったか。

回答: 成年後見法学会には理事長以下役付きの役員は会員として加入しているが、具体的な働きかけはしていない。いわゆる三士業団には、公益法人化を目指すため外部役員として登用した。役員推薦をお願いするにあたり、当法人の状況説明を含め情報交換に努めており、引き続き関係構築に努めていく。

質問: 市町村へ直接配布を行ったコスモス通信33号には、具体的にどのような文書を同封し、どのような意図で配布したのか。

回答: コスモス通信33号の他には、当法人の沿革、会報誌を直接配布する意図及び各支部の希望配布先部署を記載した文書を同封した。コスモスが成年後見制度を担う団体であることを広く周知することを目的に、コスモスが行う後見の内容や実績について理解いただけるような内容になればと思い編纂した。

質問: 各支部の会員数に差があり活動内容にも大きな差が出ている。隣県との差が激しい地域は、〇〇圏内といった同一歩調を取る事はできないか。

回答: 支部は単位会との協定により設置されたもので、単位会との関係性を無視できない。単位会との関係、家庭裁判所の方針や対応も支部や地域によって異なるため、広い地域で一括りにしてしまうことはむしろ難しい。ただし、支部間の連携を否定するものではなく、協議会の開催や研修の相互乗り入れ、後見の相談業務や受任についても互いに協力されている。支部同士が相談・協力できるのが全国組織の良さであり、連携は非常に有意義と考える。



理事長挨拶



議長挨拶

◆第2号議案 第12期決算報告

質問：正味財産期末残高が増加しているが、会員への還元やPR活動強化に役立ててはどうか。

回答：ご指摘の箇所は支部事業に関するものであり、本部の正味財産期末残高は前年度からマイナスとなっている。コロナ禍にあっても各支部が工夫し活動を進められ、今期は以前に近い活動を取り戻しつつある。今後法人後見に関する支出増や不正事件の被害者救済などの検討も必要である。

質問：会員に加入義務のある保険について、(株)全行団の売上に占める保険金収入の割合はいかほどか。保険会社から(株)全行団、日行連、コスモスヘキックバック等はあるか。

回答：前者はコスモスが知り得る立場になく、後者はコスモスとしては存在せず、他団体については知り得る立場にない。



広報委員長答弁



常務理事答弁



副理事長答弁



日行連会長ビデオメッセージ

◆第3号議案 定款変更(案)

質問：公益法人化のメリットはあるか。そのメリットは一般社団法人と比べてどの程度か。外部役員導入のコストアップ以上のメリットはあるか。

回答：運営上の自由度が高いことから設立当初より一般社団法人として活動してきたが、行う事業は公益性の高いものである。他の権利擁護支援に寄与する公益法人と比べ、社会評価や信頼度が低いことで中核機関等への参画ができない事例もあり、一般社団法人であるデメリットは少なくない。公益法人化により行政庁の監督を受けることは、財産管理の健全化、寄付金について税制優遇措置を受けられること、外部有識者が加わることで法人運営の適正化はコストを上回るメリットと言える。

質問：公益認定日から公益社団法人定款に自動移行することで条文はどのように変更されるか。

回答：自動移行による条文の変更は、「一般社団法人」が「公益社団法人」になる点。これは公益認可により自動変更となるため、定款変更手続きを要しないとの見解を内閣府より受けている。

質問：臨時社員総会の必要性の判断基準や判定手続きについて成文化しないのか。

回答：開催の必要性は改正後定款第26条の規定による。判定手続きは招集手続きであり、第36条第1項第4号に規定する理事会決議、第28条第2項に規定する議決権の10分の1の会員による請求がある。

質問：改正後定款第31条第2項の「総正会員の半数以上」の意味は。

回答：本項は特別決議の要件を定めたものであり、法令の記載に合わせている。

◆第4号議案 役員の報酬等及び費用に関する規則の一部改正(案)

質問はありませんでした。

◆第5号議案 支部会費について

質問はありませんでした。



採決

◆第6号議案 第13期事業計画(案)

質問：行政書士が後見等の事務を行政書士業務として行うことの可否について、コスモスの認識は。

質問：総務省として行政書士が成年後見業務を行うことが可能であると解する旨の見解が示されてはいるが、法や規則に明記がないために様々な問題が生じている。コスモスや日行連は明文化に取り組む考えはあるか。

回答：(2件への一括答弁)一部の金融機関や家裁において行政書士・行政書士法人が成年後見等を業務として行うことを認めていないという問題は十分に認識しているが、所管する総務省からは、行政書士法は他の法令において制限されていない限り広く業務を行い得るとの構成であるため個別具体的な業務を列挙することは適切でないとの見解が示され、行政書士会内部からも例示列挙に対する批判もある。そこで、法令明記を最終目標としながら、総務省から各自治体向けに成年後見等は行政書士業務であることを文書で発信してもらうよう、現在手続きを進めている。

質問：いわゆる三士業との協働に向けた働きかけや成年後見法学会等の活動への参加についてどのような方針で対応するか。

回答：成年後見法学会には役員が会員として加入しセミナーや総会等へは積極的に参加しているが、論文発表や役員輩出等には至っていない。三士業団体へは公益法人化に向け何らかの働きかけができればと考えるが、都道府県単位では関係性はまちまちであり、各行政書士会と他団体との交流の積み重ねであると思う。

質問：広報誌の発行とは、どのような対象、内容・ボリューム、頻度、方法で行う計画か。

回答：広報誌とは現時点ではコスモス通信を指し、9月の紙媒体で発行するものについて、各支部の要望を聞いたうえで全国の自治体窓口へ直接配布を行う。これまでの内部的なものではなく、一般市民や行政等の関係機関を含む外部を意識し、コスモスの活動や実績の周知や制度の普及促進につながることを目的とした広報活動に努める。

質問：成年後見制度利用助成基金について、助成を受ける方法等について明示してほしい。後見報酬がない個人受任も対象とすることを期待する。HPでの基金募集を通年でできるよう改善を望む。

回答：基金施設・活用のルールは今期中にまとめた。まずは法人後見の財源として確保したいと考えており、まだ十分な金額ではないため基金や寄付のPR方法を検討したい。HPの募集事項は更新を行った。

質問：年4回の業務報告を軽減する方向で見直してはどうか。

回答：専門職団体における不正防止対策は、第2期成年後見制度利用促進基本計画においても期待されている。他団体は年2回の報告が多いと承知しているが、今後の業務管理の在り方について議論していきたい。

質問：コスモス山梨と単位会との問題について、コスモス本部が抗議の姿勢を見せるべきではないか。

回答：当法人としては本件について関与すべきものではないと考えている。



法規委員長答弁



理事長答弁

◆第7号議案 第13期収支予算(案)

質問はありませんでした。

◆第8号議案 役員(監事)の追加選任について

質問はありませんでした。



閉会挨拶

会話形式で紹介する

Q&A

コスモス本部の役員 30代男性

明るい性格で、本部のムードメーカー



支部と本部の架け橋になるようコミュニケーションを大切にしている

コスモス支部の支部長 50代女性

後進育成が今の最大の関心事



いつも冷静沉着で、面倒見の良い頼れる姉貴的存在

コスモス支部の会員 20代女性

人当たりが良く、まずは動くがモットー



素直で感情が表に出る性格からたまに周囲をハラハラさせることがある

秋桜 つぼみ

法人後見 Q&A



支部長、はじめまして。この度入会しました秋桜つぼみです。



あら、いらっしやい。噂は聞いてますよ。なんでも、あなたが動けばたくさん相談案件を持ち帰ってくるって、「すごい新人が現れた」なんてみんなビックリしてるのよ。一緒に頑張っていきましょうね。



いやあそんな！コスモスのことはまだまだわからないことばかりで、これから勉強していきたいと思います。よろしくお願ひいたします。今日はちょっとお聞きしたい事がありまして…



どうしたの？私で良ければ聞くわ。それから、今日は本部役員の方もいらっしやってるの。



つぼみさん、こんにちは。よろしくね。



よろしくお願ひします！じゃあ早速。最近、コスモスが法人後見を始めるって話を聞きました。何か私たちの活動で変わることがあるのかなって。



そうね。法人後見なら死亡や病気によって後見人が不在となったりしても、後見人の事務が滞ったりといった事態を避けることができるというのが一般的にはメリットと言われてるわよ。コスモスが行おうとしている法人後見のことや開始するにあたっての支部の役割について私も詳しく知りたいわ。



では、よくわからないというのは具体的にはどんなところですか？



まず、法人後見を利用するケースってどんな場合ですか？



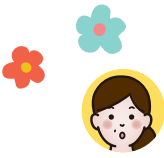
一言でいえば、「個人後見では対応が困難な場合」ということになります。詳細は法人後見運営委員会で策定した「法人後見の対象事案に関するガイドライン」を参照してもらいたいのですが、後見事務の実施に関して個人では対応が困難な場合や法人の組織力を用いれば対応が可能な場合に利用してもらうようになりますね。※ガイドラインはコスモスHP会員サイトに掲載しています。



法人後見はどの支部でも必ず実施しなければならないのですか？



支部には実施する義務はないので必ず実施しなければならないわけではありません。



では、どの支部でも手を挙げれば実施できるのでしょうか？



支部が望めば必ず法人後見を開始できるものでもありません。法人後見の開始にあたっては、まずは支部の要望を前提にし、支部の規模、受任状況、単位会との協力関係など支部の環境や法人の予算措置も勘案し、総合的に判断した上で開始を決定することになります。



法人後見を始められたとして、支部の判断で受任案件を決められますか？



法人後見が法人事業であることから、支部の判断で受任を決定することはありません。支部から「承認申立」を法人本部に提出してもらい、法人本部が決定します。



ちょっと待ってください。支部と本部の役割がよくわからないなあ…。



法人後見の実際の事務を行うのは支部であり、支部所属の個人会員である事務担当者ですが、法人後見の受任主体はあくまでも法人であり支部ではありません。そここのところを注意してほしいですね。



う～ん、本部に支部に事務担当者、登場人物が複数出てきましたね。頭がこんがらがるう～。それぞれどういう役割になるのか教えてください。



「本部」「支部」「事務担当者」の役割について説明しますね。
「本部」は法人後見運営委員会を指しますが、支部の意見を尊重しながらも慎重に法人後見の受任の可否や重要事項についての最終決定を行う役割を担います。
「支部」は、受任案件について本部の承認を求めことや、事務担当者の管理・支援のほか家裁への報告書の提出や報酬付与を求めなどの役割を担います。
「事務担当者」は、実際に後見業務を担う役割のほか支部に対して定期的な報告を行うことになります。



なるほど。「本部」「支部」「事務担当者」のそれぞれの役割についてはわかりましたが、事務担当者は案件ごとに就任することになるのでしょうか？



そうです。事務担当者は案件ごと決めることになります。



支部の役割を考えると、支部に法人後見の事務局を設置することが必要ですね。



はい。支部が法人後見を開始するにあたっては、それを担う専門部署、名称は問いませんが、それを支部内に設置していただくことが前提です。



じゃあ、もし支部が事務局を設置できない場合は担当者がすべての対応窓口になるんですか。それじゃ本部とのやり取りも増えて個人受任よりも大変じゃないですか！



支部に専門部署を設置できない場合は、法人後見を開始できる体制になっていないという判断になりますから、そもそもその支部では法人後見ができません。事務担当者が支部の窓口になることはありませんよ。



まずは体制づくりが必要ということなんですね。少し分かってきたぞ。



ところで、支部の運営経費は支部が負担することになりますか？携帯電話などの後見業務に必要な備品の支給は可能だったりしますか？



法人後見の運営経費はすべて法人が負担します。通常の支部交付金とは別にその経費に対して支部交付金が支払われますが、その際、支部の通常活動に係る費用と混同しないよう留意していただくことが重要です。必要備品についても事前に本部に承認を求めることが前提ですが、承認されれば支給も可能ですよ。



無報酬案件も受けられるのですか？



確かに、最近は低資産・低収入の方からの相談が増えているものね。



無報酬案件であってもガイドラインに沿ったものであれば受任できます。



家裁への報告や報酬付与申立はどうするんでしょう。担当者の報酬は、本人の財産から受け取るのですか？



事務担当者への報酬は、法人が「謝金」として定額を支払います。
つまり、事務担当者が本人の財産から報酬を受け取ることはありません。
家裁への報告書、報酬付与申立は、基本的に本部の承認を受けて支部が行うことを想定しています。



ところで、法人後見で任意後見も受任できるのでしょうか？



今のところ、法定後見のみからスタートしています。任意後見についても希望があることは承知しているので、将来的課題として検討を進めていきます。



私、家裁や行政の方とお話することがあるんですが、どうも法人後見の要望があるようなんです。要望があればすべて受けられるのでしょうか？



ガイドラインに沿ったものであれば、基本的に受任できると考えてよいと思いますが、要望の内容が、個人後見で対応できる場合やガイドラインから大きく逸脱しているような場合はお断りする場合もあります。法人後見が法人事業であることから、それに係る費用は基本的に法人が負担しますので、法人としての予算措置の範囲内で受任件数を調整することになり、受任件数に制限を設ける可能性はあります。



法人後見については会員の間でも話題に上がっていて、コスモスが法人後見を開始することによって受任拡大につながるという期待もあると思いますが…。



法人後見という選択肢が増えたわけですから、コスモス全体としては受任拡大になると思いますが、それが直接的に個人後見の受任拡大にもつながるとは思っていません。しかし、コスモスが丸となって法人後見に取り組み、家裁や行政機関などの信頼を勝ち取れば、近い将来、個人後見も含め受任拡大につながると確信しています。



他の支部会員にも伝えないといけないわね。地域のニーズにも応えられるよう前向きに検討しましょう。



支部長、うちも法人後見に手を挙げられるよう頑張りましょうよ！



法人後見は法人の事業です。言い換えれば、法人本部、支部、そしてそこに所属する個人会員の総合力、チームワークで実施する事業です。だからこそ、法人後見事業の成功は、家裁を始め関係機関の信頼を高め、結果としてコスモス全体の評価を高めることに繋がると思います。
今は大阪府支部一支部のスタートですが、実績を積み重ね、徐々に開始支部を増やしていきますので、会員の皆様のご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

公益法人 Q&A



せっかくなんでもう一つ聞いていいですか！

最近の総会で定款変更や役員選任の手続きがたくさん行われていて、それが一般社団法人から公益社団法人へ移行するためと伺ったのですが、そもそもなぜ公益社団法人にすることになったのでしょうか？



コスモスの行っている事業は、元々公益性の高い事業です。

しかし、コスモスと同様に成年後見制度や権利擁護に関わる団体の多くは「公益法人」又は「社会福祉法人」ですよね。

各地のネットワークに参画していくためには、他の団体と同等に活動していく組織としての信頼性を確保すること、営利目的ではなく公益活動が目的であることを示す必要があると考えたからなんです。



なるほど。公益社団法人になると今までと何が変わるのですか？



支部の活動はほとんどこれまでと変わらないですよ。

ただし、会計の処理方法が変わるんだけど、それについては本部から丁寧に説明があるから大丈夫ですよ。



日々の活動としてはほとんど変わることがないですね。

そうすると、公益社団法人になるとコスモスにはどんなメリットがあるのでしょうか？



会員でない方に組織に加わってもらって「外部の目」で組織運営を見てもらうことや「内閣府の監督」を受けることでコスモスへの信頼度が高くなると考えています。また、コスモスに対する寄付金も寄付者が税制優遇を受けられるようになります。



そういうメリットがあるなら早く認定を受けられるといいですね。

現在の進み具合はどのような感じなのでしょう？



既に公益認定を申請しており、その審査の中で公益認定委員会と定款や諸規則の修正についてやりとりをしています。これに伴い、会員外の役員や委員の選任も進めてきました。



私からもよろしいでしょうか。

公益法人になると外部の目が入ることや内閣府の監督を受けるという話がありました。そうすると、業務管理が今より厳しくなるようなことはあるのでしょうか？



公益法人になることで、業務管理の内容が変わることはありません。

第二期利用促進基本計画でも不正防止の取り組みは専門職団体に期待されているものですので、引き続き業務管理を行い、より適切な管理のあり方を検討していきます。



確かに不正防止は信頼性の面でとても大切ですよね。

では、事務負担の増加などを見越して、支部の体制を見直す必要はあるのでしょうか？



支部の負担が過大にならないように、本部としての支援体制を準備しているところです。

気を付けていただきたい点としては、支部が新たな事業を行う場合などです。公益認定基準に抵触しないかどうかの確認が必要になりますので、必ず本部にお知らせください。



分かりました。ありがとうございました。



元々コスモスが取り組んできた活動は公益性の高い事業でしたが、一般社団法人であったために、必ずしも十分な評価を受けられない場面もありました。

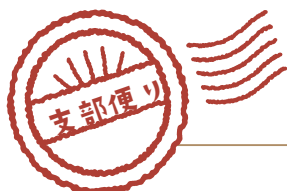
今回公益法人に移行することで、私たちの活動が「広く国民・地域社会に貢献する」ものであることを再確認し、会員の皆さんには自信を持って業務に取り組んで頂きたいです。



あ～もう頭がパンパンだ。

でも今日はとても勉強になりました。

私もコスモスの一員として自信をもって業務に取り組んでいきたいと思えます！



福島県 コスモスふくしま



コロナウイルスにより世界中が混乱に陥り、早や3年が経とうとしています。会員皆さまの活動も、コロナの影響をいまだに大きく受けていることと思います。私も施設・病院を訪問してもご本人に会えず、ケアマネ・医師より話を聞くのみ、という状態が続いており、コロナ以前は自分の目でご本人の生活状況を確認することが何より大切と考えていましたので悩ましい限りです。コロナ早期収束を願いつつ、私の暮らす福島県の名物、活動の紹介をさせて頂きたいと思います。

福島県は、太平洋側から浜通り・中通り・会津の3地方からなる、全国第3位の面積を持つ広大な県です。各地方はそれぞれ別の県とっていいほど風習や気候、食文化が異なり、私はその中でも冬の寒さ、雪の量が厳しい会津地方で暮らしています。



皆さまは「しんごろう」という料理をご存じですか。しんごろうは、私の住む南会津に伝わる、エゴマから作った甘い「じゅうねんみそ」を、ご飯をすりつぶし丸め串に刺したものにたっぷり塗り、炭火で香ばしく焼き上げた料理です。私が子供の頃、収穫したての新米で祖父母が囲炉裏で作ってくれたしんごろうの美味しさは、今でも思い出すことができます。福島県内でも南会津町・下郷町の2町でのみ供される、知る人ぞ知る料理でしたが、近年は南会津の観光名物として積極的にPRされており、メディアで紹介される機会も増え知名度も高まっているようです。

しんごろうは、今でこそ通年食べられる料理ですが、かつて山間の寒村であった時代の南会津では、秋の収穫後にのみ食べられる、貴重な新米や砂糖をたっぷり使った「ごっつおお」(南会津の方言、ご馳走の意)でした。

しんごろうという名称は、生みの親の名前に由来するといわれます。

新五郎という若者の家は貧しく正月の餅を買う金がなかったため、余ったうるち米を潰して丸め、エゴマで作ったみそを塗り焼いたところ、その美味しさは村中でたちまち評判となり、郷土料理として根付いたとのことでした。

私は昭和の終わりの生まれですが、担当している被後見人の多くは自分から見て祖父母世代に当たります。後見活動にあたって、いかにして被後見人が孫ほど年の離れた自分に心を開いてもらうか、難しいところですが、私はそうした場合、「しんごろう」に頼るときがあります。

新しく受任した方が南会津出身で、初めて施設や自宅を訪問するとき、会話の中でさりげなく、『私もここ(南会津)の生まれで、しんごろうは子供の頃からごっつおおとして食べてきました』と話します。そうすると、訝しげにこちらを見ていた被後見人の顔が綻ぶときがあります。しんごろうは自分も好きだ、ごっつおおなんて古い言葉をよく知っているな、と好意的に関心を示してくれるのです。

認知症高齢者は全てを忘れてしまうわけではなく、昨日の体験を覚えていなくても、幼少時から食べてきたもの(長期記憶)を覚えている方は少なくありません。郷土料理は、世代を超えた長い歴史を持ちます。ただ食べて美味しいだけではなく、その歴史がときに赤の他人である後見人と被後見人をつなぐこともあるのです。

コロナ収束後、施設でご本人と再会し、もし私のことを忘れていたときは、『“しんごろう”の〇〇です。お久しぶりですね』と、お声かけをしてみようかな、と思っています。



本部活動状況

2022年9月

- 12日：期末監査
- 13日：支部長会 (zoom)
- 26日：調整会議 (zoom)

2022年10月

- 3日：理事会 (本部)
 - 定時社員総会議案の件
 - 山梨県支部規程の一部改正 (案)
 - 愛媛県支部規程の一部改正 (案)
 - 支部役員の変更について
 - 定款施行規則の改正 (案) について
 - 旅費規則の一部改正 (案) について
 - 会議規則の一部改正 (案) について
 - 各委員会からの報告
- 7日：総務・財務委員会 (集合・大阪府行政書士会)
- 24日：広報企画会議 (zoom)
- 27日：調整会議 (集合)
- 28日：調整会議 (集合)
 - ：第12回定時社員総会 (集合)
 - 第12期事業報告
 - 第12期決算報告
 - 定款変更 (案)
 - 役員報酬等及び費用に関する規則の一部改正 (案)
 - 支部会費について
 - 第13期事業計画 (案)
 - 第13期収支予算 (案)
 - 役員 (監事) の追加選任について

- ：理事会 (集合)
 - 定款施行規則の改正 (案)
 - 入会金・会費規則の一部改正 (案)
 - 旅費規則の一部改正 (案)
 - 会議規則の一部改正 (案)
 - 業務管理委員会参与の選任
 - 法人後見運営委員の選任

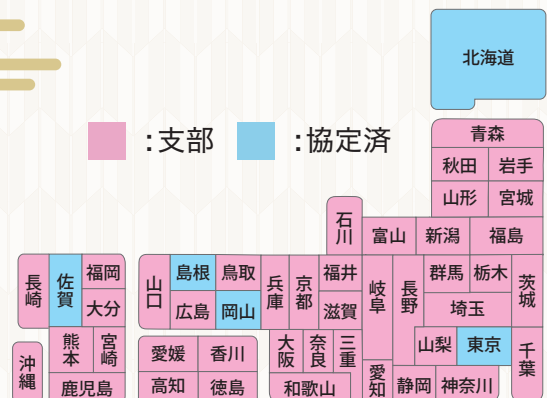
- ：支部長会 (集合)
- ※ 業務管理委員会作業6回

2022年11月

- 16日：広報企画会議 (zoom)
- 17日：常任理事会 (zoom)
 - 定時社員総会の答弁集について
 - 三重県支部苦情報告について
 - 公益申請の進捗について
 - 5カ年計画について
 - 今期事業の洗い出し
 - 業務管理委員会 任意後見事前確認班の日当について
 - 千葉県支部規程一部改正について
- 25日：法人後見運営委員会 (zoom)
 - ※ 業務管理委員会作業6回 (予定)



コスモス成年後見サポートセンターは全国42支部、
会員数2,148名(個人正会員数)で活動しております。
業務管理総数…4,981件、累計7,008件です。
(令和4年11月時点)



編集後記 第34号

新型コロナウイルス感染症第8波とインフルエンザの同時流行が懸念されていますが、お陰様で今回もリモート会議を経て第34号を発行することができました。

2022年は、4月に第二期成年後見利用促進推進基本計画が閣議決定され、9月には障害者権利条約の対日審査を経た総括所見が公表されました。制度が大きく変動し始めた一年だったのではないのでしょうか。個人的には、コスモス支部活動が活発化するなか、制度と現場の変化に対応しつつ、ご本人のために活動を続けていきたいと考えています。

2023年が皆様にとって良い年になりますようにお祈り申し上げます。

次号は3月の発行を予定しております。

コスモス通信 Vol. 34 2022 Dec.

発行/一般社団法人

コスモス成年後見サポートセンター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL: 03-6452-9590

編集/【広報委員会】曾根寧之、梅垣和也、佐藤啓子、平航人、花村奈生子、松井史子、山本敦子

<https://www.cosmos-sc.or.jp>
info@cosmos-sc.or.jp

